

事業計画書

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を国が提唱した。

上記のことから、本市においては平成31年度に基幹型の包括支援センターを1箇所、平成32年度には生活圏域（中学校区）に地域型の包括支援センターを5箇所配置する予定となっています。

本会については、平成18年度から受託している高齢者の総合相談としての「地域包括支援センター」平成26年度から受託している障がい者の総合相談としての「基幹相談支援センター」を一元化させた『基幹型地域包括支援センター』を受託し、今年度から新たに生活困窮・子育て支援・自殺相談等の業務を市から受託し、育児・介護・障がい・貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める“丸ごと”の地域づくりに取り組めます。

さらに、介護保険法に基づき、昨年より受託配置している第1層生活支援コーディネーター1名に加え、今年度から新たに第2層生活支援コーディネーター2名を受託配置することにより、CSWと連携を取りながらより一層の地域支援を行い“我が事”の地域づくりに取り組めます。

しかしながら、生活圏域に配置される地域型包括支援センターについては、平成32年度からの配置となることから、現在の事務局体制で可能な業務について市と協議し業務の優先順位を考慮するなどして業務を展開してまいります。

また、従来業務であるボランティアセンター事業については、引き続きサロン・ド・ボランティアを核としたボランティア活動の需給調整を行ってまいります。

日常生活自立支援事業については、契約件数が年々増加していますので必要に応じて行政と連携しながら後見へ繋いでまいります。

昨年度より開設している社協サテライト（シャッピーハウス）については、シャッピー喫茶を引き続き開設し、効率的な利用化を図ってまいります。

市立社会福祉センター管理運営においては、高齢者・障がい者の人たちのふれあい交流事業を引き続き開催すると共に安心・安全に利用しやすい環境づくりに努めます。

災害関係については、地域の絆登録事業を市関係課と連携を取りながら引き続き推進し、昨年上陸した台風の被災経験から災害ボランティアセンターのあり方や災害救援マニュアルを検証し災害に強い街づくりを目指します。

市民の皆様から必要とされる社協を目指して、役職員が一丸となって以下のとおり個別事業を推進してまいります。

〔1〕法人運営関係

社会福祉法改正後初となる理事改選年度にあたる。制度改正の趣旨に則り、公正な組織運営に取り組むとともに、住民主体の組織である社協の核となる理事・評議員・職員の連携を深め、組織強化を図る。

1. 理事会
 - (1) 理事会の開催 11回
 - (2) 三役会の開催 随時
 - (3) 担当理事会の開催 随時
2. 評議員会
 - (1) 評議員会の開催 定例2回
3. 評議員解任・選任委員会の開催 随時
4. 研修会
 - (1) 理事・監事研修会 1回
 - (2) 評議員研修会 1回
 - (3) 職員研修会
5. 監事による監査 随時

〔2〕地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、引き続き市内全地区に設置している14地区福祉委員会およびその支部福祉委員会をはじめとする地域の活動主体への支援を通じて、地域の支えあい活動の推進を行う。

1. 連絡会等の開催
 - (1) 地区福祉委員会連絡会の開催 4回
 - (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 1回
 - (3) 支部連絡会の開催 1回
 - (4) 地区単位での「地域の暮らしを話す会」の開催 各地区1回
 - (5) 地域交流カフェ実施主体連絡会の開催 1回
 - (6) その他、必要な連絡会の開催
2. 講習会・講座・研修会等の開催
 - (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催 1回
 - (2) 子育てサロン実施地区研修会の開催 1回
 - (3) 研修会の開催 1回
 - (4) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 1回
 - (5) 地域支えあい学習会等の開催
 - (6) 社協ふれあい大運動会の開催
 - (7) その他、必要な研修会等の開催
3. 助成金の交付

- (1) 活動実績に応じたの地区福祉委員会活動助成金の交付
- (2) 新規子育てサロン立ち上げ助成金の交付
- 4. 地域福祉活動計画の推進
 - (1) 地域福祉活動計画推進委員会の開催
 - (2) 当事者団体等との意見交換会の開催
- 5. 社会資源の把握と情報発信
 - (1) e コミプラットフォームの活用による社会資源の可視化
- 6. その他
 - (1) 地区（支部）福祉委員会活動の広報（社協だより、ホームページ等）
 - (2) 協力員のボランティア保険加入
 - (3) 見守り対象者ファイルの整備促進と配布
 - (4) 地域福祉活動に使用する資材等の貸し出し
 - (5) 他機関の実施する研修会・講習会への参加

〔3〕災害に強い街づくり事業の推進

災害対策を通じた地域のつながりづくりをめざし、地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関との協力のうで促進していく。また、災害ボランティア事前登録者とともに、平時からの防災意識の高揚と発災時の迅速な対応ができる体制の構築をめざす。

- 1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施
- 2. 災害ボランティア事前登録の推進および登録者への研修の実施
- 3. 災害時図上訓練用マップの提供および訓練の実施支援
- 4. 災害時避難行動要支援者に対する支援・配慮の啓発
- 5. 生活課題検討・調整会議の開催 随時
- 6. 被災地への職員およびボランティアの派遣 随時
- 7. 他機関の開催する研修会・講習会への参加
- 8. 災害救援マニュアルの検証

〔4〕ボランティアセンター事業の推進

市民のボランティア活動への理解と参加促進をはかるために、各事業に取り組む。特に、新たな担い手の養成の一環として、企業の CSR（社会貢献事業）推進にも積極的に取り組んでいく。

- 1. ボランティアセンター事業
 - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 5 回
 - (2) ボランティアセンター登録施設・団体連絡会の開催 1 回
 - (3) 市民を対象としたボランティアグループの活動に対する助成
 - (4) ひとことポストの設置と回答
 - (5) 関係機関団体などとの連携および支援
 - (6) ボランティア保険の加入および請求窓口業務

- (7) 特技ボランティアの登録推進と活動紹介
2. 善意銀行事業
- (1) 善意銀行の PR と寄付の受付
 - (2) 年間配分計画の答申・払出し
 - (3) チャリティーショップの運営
3. サロン・ド・ボランティア推進事業
- (1) サロン・ド・ボランティアの開催 12 回
(12月はサロン・ド・クリスマス開催)
 - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 12 回
 - (3) 新規登録施設（団体）による施設紹介の開催
 - (4) サロン・ド・ボランティア喫茶ボランティア連絡会の開催 1 回
 - (5) ボランティア研修・交流会の開催 1 回
4. ボランティアグループ支援事業
- (1) 登録ボランティアグループへの助言および情報提供
 - (2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 1 回
 - (3) 朗読ボランティアの活動支援
 - (4) 朗読ボランティア連絡会の開催 1 回
 - (5) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼
 - (6) 登録グループの研修・活動のための備品および会議室の貸し出し
5. 広報・啓発の強化事業
- (1) 社協だよりによるボランティアセンターの PR
 - (2) 内部情報紙『ボランティアニュース』の発行
 - (3) 活動写真パネルの更新と展示
 - (4) 夏のボランティア体験プログラムへの参加協力
6. 講座及び研修会等の開催
- (1) 「ボランティア入門講座」の開催 2 回
 - (2) 朗読ボランティア養成講座の開催
 - (3) 支援者向けボッチャ講座の開催
7. 居場所と交流機会の提供
- (1) シヤッピー喫茶の運営 常設
 - (2) シヤッピーハウスの管理運営 常設
 - (3) ほっとサロンの開催 年 11 回
 - (4) シヤッピーハウス掘り出し市の開催
8. 各種イベントの開催
- (1) 社協チャリティバザーの開催
 - (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催
 - (3) ボッチャスクールおよびボッチャ大会の開催
 - (4) ボランティアフェスティバルの開催

〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

1. 心配ごと相談所の開設

- (1) 開設日 毎週1回（月曜日・午後1時～4時）
※第4月曜日はシャッピーハウスにて開設
- (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 1回
- (3) 心配ごと相談所出張相談の開催 1回
- (4) 心配ごと相談所の啓発

〔6〕コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業の推進

複雑な課題を抱えた方への支援を行うために、地区福祉委員会や民生委員児童委員、各関係機関との連携によるネットワークを構築し、地域における要援護者の発見・つなぎ・見守りの機能強化を図っていく。

また、地区担当CSWの後方支援や地区担当者との連携等を通じて、CSWの資質向上を図る。

- 1. 制度の狭間にある要援護者への支援・連絡調整
- 2. 地区福祉委員会や民生委員をはじめとした関係機関との連携による、地域におけるネットワークづくりの推進
- 3. CSW連絡会議の開催
- 4. CSW管理者連絡会議の開催
- 5. 災害時避難行動要支援者の個別計画作成支援

〔7〕在宅福祉活動の推進

高齢者や障がい者等の要援護者が安心して在宅生活ができるように地域の福祉ニーズに対応した活動を支援する。

- 1. 福祉車両及び車イスの貸し出し
- 2. 有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」の実施
 - (1) 有償協力員の派遣・調整 随時
 - (2) 協力会員連絡会の開催 2回
 - (3) 有償協力員派遣事業運営委員会の開催 1回
 - (4) 「おたがいさまの会」説明会の実施 1回

〔8〕高齢者世帯への支援（旧：地域包括支援センター事業）

平成18年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をする事ができることを目的に活動してきた地域包括支援センターについては、基幹型地域包括支援センターとしてスタートする。

- 1. 支援の基盤整備
 - (1) 地域ケア会議の開催
 - (2) 高齢者虐待防止ネットワークの構築
 - (3) 在宅介護支援センターや地域関係機関との連携した活動

- (4) 地域包括支援センターの広報
- 2. 総合相談・権利擁護業務
 - (1) 高齢者の総合相談
 - (2) 成年後見制度の活用支援
 - (3) 高齢者虐待への対応・防止活動
 - (4) 消費者被害防止活動
- 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - (1) 介護支援専門員に対する支援
 - (2) 医療・介護連携推進事業
- 4. 介護予防マネジメント業務
 - (1) 要支援者・事業対象者に対する介護予防ケアプラン作成
 - (2) ケアプランに対するモニタリング・評価
 - (3) 給付管理業務
 - (4) 居宅介護支援事業者との連携
 - (5) 介護予防推進活動
- 5. 認知症総合支援事業
 - (1) 認知症サポーター養成
 - (2) 認知症ケアパスの活用
 - (3) 徘徊 SOS ネットワーク事業
 - (4) 初期集中支援チーム事業
 - (5) WAOいずみさのの開催支援
- 6. 介護支援サポーター支援事業

〔9〕障がい者世帯への支援（旧：基幹相談支援センター事業）

平成26年度より障がい者（児）とその家族等が安心して地域で暮らすことができるように様々な活動を行う基幹相談支援センター事業についても、基幹型地域包括支援センターとしてスタートする。

- 1. 基幹相談支援センター業務
 - (1) 障がい者に対する総合相談とスクリーニング（随時）
 - (2) 相談支援事業所に対する支援（随時）
 - (3) 泉佐野市・田尻町自立支援協議会の事務局
 - (4) 田尻町地域包括ケア会議への参画
 - (5) 田尻町における出張相談の実施
- 2. 障がい者虐待防止センター業務
 - (1) 障がい者虐待の通報受理
 - (2) 養護者による障がい者虐待防止のための相談支援（随時）
- 3. 権利擁護支援センター業務
 - (1) 市民後見人養成講座開催にむけた担当者会議の実施
 - (2) 市民後見人に対する相談支援

- (3) 法律相談の実施
 - (4) 障がい者差別解消にむけた取り組み
4. 障がい者支援区分認定調査業務

〔10〕 経済的困窮世帯への支援

本年度新たに受託する「生活困窮者自立相談支援事業」は、就労状況・心身の状況・地域社会との関係性その他の事情により、困窮しているものに対して包括的な支援を実施する。

- 1. 大阪府生活福祉資金等の貸付相談・申請窓口業務
- 2. 生活困窮者に対する相談支援
- 3. 就労準備支援事業
- 4. 一時生活支援事業
- 5. 住宅確保給付金事業

〔11〕 子育て世代に対する支援

10月より受託する「子育て世代包括支援センター事業」および「母子保健事業」は、産前から子育て世代に関わり、社会的援護を要する家庭の発見・相談・専門機関の紹介などの情報提供を行うものである。

- 1. 妊娠届けの受付・母子健康手帳の交付および保健師による全員面接
- 2. 妊産婦および乳幼児等に対する実情把握・相談支援・情報提供
- 3. 希望する要援護妊婦に対する支援プランの策定
- 4. 子どもの保護者等からの相談および問合せ対応
- 5. 子育て支援に関する情報の収集・情報提供
- 6. 地域に展開する子育て資源育成業務

〔12〕 地域自殺対策強化事業

10月より受託する「地域自殺対策強化事業」は、家庭や職場以外の多様なつながりの存在が自殺を踏みとどまらせるセーフティネットになるという理解のもと、様々な機関と協力して、「誰もが安心して生きられる」地域づくりを進めていく。

- 1. 対面・電話・メール等による相談事業
- 2. 啓発事業の実施

〔13〕 広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協事業や地域福祉についての理解を深めるため、社会的課題やその解決に取り組む活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くように的確な情報提供を行う。また市民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

- 1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 年 6 回
- 2. 社協ホームページによる福祉情報の発信
- 3. 福祉啓発 DVD 及び社協備品の貸し出し
- 4. その他、社会福祉に関する情報の提供

〔14〕 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を通じて、日常生活のサポートを行い要援護者の自立を支援する。

〔15〕 社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図る。

1. 社協会員会費の募集への協力依頼と協力町会への還付
2. 社協協賛会員の募集

〔16〕 共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えるとともに助け合いの精神を伝える募金活動を推進する。

1. 共同募金運動の実施
 - (1) 配分申請受付
 - (2) 各町会・団体への依頼および寄付の受取、報告
 - (3) 街頭募金の実施
2. 歳末たすけあい運動の実施
 - (1) 担当者会議の開催
 - (2) 寄付の依頼および受取、報告

〔17〕 民生委員児童委員協議会との連携

泉佐野市民児協では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また従前より、高齢者や障がい者、子育て世帯や子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き、民生委員児童委員協議会と協働による地域福祉の向上を推進する。

〔18〕 市立社会福祉センターの管理運営

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である社会福祉センターの管理運営は、泉佐野市から当社協が受託して 14 年目を迎える。新しく改修された施設を活用し、市民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に努める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。